

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とは、当社の企業理念「至る処に主体となり、企業が担う使命に応え、善き家庭をつくり、善き会社をつくり、善き社会をつくる」のもと、企業は社会との関わりにおいて存在すると認識し、株主をはじめとする全てのステークホルダーを念頭に置いて企業価値を高め、企業の社会的責任を誠実に果たしてゆくことあります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平野 茂夫	1,595,300	19.11
ME社員持株会	484,457	5.80
伊藤忠商事株式会社	482,000	5.77
株式会社千葉銀行	416,900	4.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	383,700	4.60
大阪中小企業投資育成株式会社	252,000	3.02
日本電子株式会社	175,000	2.10
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券会社)	144,200	1.73
第一生命保険株式会社	120,000	1.44
東京海上日動火災保険株式会社	105,000	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

- 上記のほか、当社が保有する自己株式が776,319株あります。また、所有株式数の割合は、自己株式を控除して計算しております。
- 自己株式には、従業員持株会支援信託ESOPの信託口である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が保有する当社株式240,900株は含まれておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
松井克浩	公認会計士							△			
大谷直樹	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井克浩	○	平成22年11月に松井公認会計事務所を開設し、現在に至っていますが、平成2年10月から平成22年10月まで当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に勤務していました。	公認会計士及び税理士として培った豊富な知識・経験と独立した客観的な立場から適切な助言を頂くことにより、コーポレートガバナンスの更なる強化をはかることができる判断したため
大谷直樹	○	——	平成20年1月にユニゾン・キャピタル株式会社のディレクターに就任し現在に至っていますが、弁護士として培った高い見識と企業経営者としての豊富な経験と独立した客観的な立場から適切な助言を頂くことにより、コーポレートガバナンスの更なる強化をはかることができる判断したため

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、監査計画の聴取、監査への立会あるいは会合により監査結果の報告聴取と意見交換等緊密な連携を保っております。
内部監査室とは、本社部門及び事業所等に関する業務及び財産状況の調査等適時共同して実施しております。
また、内部監査室の「監査結果報告書」「改善指示書」を受領し、結果報告を受けるとともに業務運営の状況を聴取しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
棕田 陽一	公認会計士													
米田 秀美	弁護士													
鈴木 一弘	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
棕田 陽一	○	—	一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。同氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計の専門的見地から取締役会等で発言いただいており、適切な牽制機能を果たしております。
米田 秀美		—	弁護士としての専門的立場からの発言・助言を得るため。
鈴木 一弘		—	経営の専門的立場からの発言・助言を得るため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 [更新](#)

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会で、取締役(社外取締役を除く)に対し、平成28年3月31日で終了する事業年度から平成32年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度を報酬等の対象期間として設定する信託に対して合計100百万円を上限とする金員を拠出し、当該信託を通じて1年当たり33,300株相当のポイントを上限とする株式報酬を支給することを決議しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

直前事業年度における報酬額 99,226千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(注1)取締役の報酬等の額は、平成18年6月29日開催の第32回定時株主総会において、1事業年度180百万円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれております。

(注2)平成27年6月26日開催の第41回定時株主総会の日をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後、引続いて在任する取締役及び監査役に対しては、退職慰労金廃止制度までの在任期間に対応する退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】[更新](#)

社外取締役・社外監査役を補佐する担当セクションは総務人事部であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

【コーポレート・ガバナンス体制】

当社は監査役制度を採用しており、監査役4名(うち社外監査役3名)で監査役会を構成し、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。社外監査役につきましては、代表取締役などと直接の利害関係のない有識者や経営者等から選任することにより、経営の健全化の維持・強化を図っております。

1. 会社の機関

<取締役会>

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成し、原則として毎月1回以上開催し、取締役及び監査役が出席し、法令、定款及び取締役会規程等で定められた事項のほか、経営の基本方針その他重要事項を審議・決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視しております。

<監査役会>

監査役全員をもって構成し、法令、定款及び監査役会規程に従い、監査の方針、会社の業務及び財産の状況の調査、その他監査役の職務執行に関する事項を定め、監査を行っております。

監査役会は、原則として毎月1回開催し、また、必要に応じ適宜開催し監査役相互の情報の共有化を図っております。

<経営会議>

当社は、取締役及び常勤監査役で構成される経営会議を設置し、原則として毎月3回開催しております。

この経営会議は、取締役会に付議される事項について事前に検討するとともに、業務執行についての方針及び計画の審議・決定等を行っております。

<事業推進会議>

当社は、社長、事業部門・管理部門の代表者、関係会社代表者及び常勤監査役で構成される事業推進会議を設置し、セグメントごとに、原則と

して毎月1回開催しております。

この事業推進会議は、月次の業績・予算の進捗状況の報告及び今後の対応について討議を行うとともに、出席者相互の情報の共有化を図っております。

2. 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査に関しては、内部監査室(専任者1名)が年間計画に基づき各営業・管理部門を巡回し、業務執行状況の監査を実施しております。監査役監査は、監査役が内部監査室との共同監査を含め、年間計画に基づき実施しております。

監査役と会計監査人との相互連携については、会計監査人から四半期ごとに会計監査内容について報告及び説明を受けるとともに、情報交換を行うなどして相互の連携を強化しております。監査役と内部監査室において、相互の連携を図るために、常時情報交換の場を設け、業務執行状況の確認などを行っております。同様に、内部監査室と会計監査人との相互連携についても、定期的に情報交換及び意見交換を行っております。

3. 会計監査人の状況

当社は、会計監査人として、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び監査を受けております。業務を執行した公認会計士は秋山賢一及び植木貴幸であり、同監査法人に所属しており継続監査年数は全員7年以内であります。

同監査法人はすでに自主的な業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他9名であります。

4. 社外取締役

当社の社外取締役は2名であります。

社外取締役松井克浩は、松井公認会計士事務所を開設しておりますが、財務及び会計に関する高度な知見を有しており、また、独立した客観的な立場から適切な助言を頂くことによりコーポレートガバナンスの更なる強化をはかることができることから社外取締役に選任しております。なお、当社と松井公認会計士事務所との間に顧問等の関係はありません。

社外取締役大谷直樹は、ユニゾン・キャピタル株式会社のディレクターでありますが、企業経営者としての豊富な経験を有しており、また、弁護士として培った高い見識を有しております。独立した客観的な立場から適切な助言を頂くことによりコーポレートガバナンスの更なる強化をはかることができることから、社外取締役に選任しております。なお、当社とユニゾン・キャピタル株式会社との間に利害関係はありません。また、同氏はミニット・アジア・パシフィック株式会社の社外取締役であり、日本企業経営パートナーズ法律事務所の代表弁護士であります。同社または同事務所と当社との間に利害関係または顧問等の関係はありません。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

当社は、社外取締役の独立性に関する基準を制定しておりませんが、社外取締役松井克浩及び大谷直樹を一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

5. 社外監査役

当社の社外監査役は3名であります。

社外監査役棕田陽一は、棕田会計事務所の所長であり、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有していることから社外監査役に選任しております。なお、当社と棕田会計事務所との間に顧問等の関係はありません。

社外監査役米田秀実は、当社と法律顧問契約を締結している弁護士法人淀屋橋・山上合同の弁護士であり、法務に関する高度な知見を有していることから社外監査役に選任しております。なお、米田秀実氏は、田淵電機株式会社の社外監査役でありますが、当社と同社との間に利害関係はありません。

社外監査役鈴木一弘は、金融機関及び民間企業における経営に関する豊富な知見と経験を有していることから社外監査役に選任しております。なお、鈴木一弘氏は、当社の大株主(持株比率4.99%)である株式会社千葉銀行の関連会社の、ちばぎんコンピュータサービス株式会社の常務取締役であります。当社と同社との間に利害関係はありません。

上記社外監査役は、常勤監査役及び内部監査室との連携を密にし、年間計画に基づく監査役監査を実施するとともに、内部監査に同行し業務執行状況の確認を行っております。また、会計監査人との連携を図るために、定期的に情報交換を行っております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

当社は、社外監査役の独立性に関する基準を制定しておりませんが、社外監査役棕田陽一を一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

当社は、社外取締役を選任することにより、業務執行の公正性を監督する機能を強化しております。

現在の社外取締役2名については、経験を生かした幅広い見地からの経営的視点を取り入れることを期待するものであります。

社外取締役は、監査役ならびに内部監査室より監査計画、監査結果についての報告を受けるとともに、必要に応じて発言を行うこと等により、監査役及び内部監査室と相互に連携をし、事業運営を監督しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日の約3週間前に発送。
その他	平成27年6月定時株主総会より招集通知のWEB開示(早期開示)を実施。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーについては、当社ウェブサイトにて掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	TDnetで開示された情報につきましては、同時あるいは可及的速やかに、当社ウェブサイトにも掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署は財務経理部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は事業・財務状況と成果の適時かつ適正な開示を行うことを「業務の適正を確保するための体制の整備に関わる決議」「財務報告に関わる内部統制に関する基本方針」などで目標に掲げ実践しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」に関し、取締役会において、次のとおり決議しております。

(a) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

- ・当社は、取締役会の定める規程に従い、取締役会議事録その他取締役の職務執行及び意思決定に係る文書(電磁的記録を含む。)を作成し、これを文書管理規程その他関連社内規程の定めに基づき保存及び管理します。

(b) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループのリスク管理全体を統括する組織として、社長の任命する取締役を委員長、経営会議メンバーを委員とし、リスク管理統括部署の長を事務局長とするリスク管理委員会を設置しております。
- ・リスク管理委員会は、グループリスク管理方針を定め、リスクの把握、分析及び管理に当たります。
- ・管理部門はリスク管理方針に基づきリスクの軽減を目的として教育計画を作成し、定期及び随時に教育を実施します。
- ・有事においては、社長を本部長とする緊急対策本部が統括し、有事対応マニュアルに従い対応することとします。

(c) 取締役の職務執行の効率的な実施を確保する体制

- ・取締役会は、当社グループの一定期間の経営計画を作成し、経営計画に沿った当該事業年度毎の事業計画と予算を策定します。
- ・社長は、取締役の職務執行の効率性を確保するために、効率的に各取締役に担当業務を分担させ、事業計画の進捗並びに予算及び実績を定期的に確認するとともに、各取締役の職務執行の効率性につき定期的に確認及び評価を行うものとします。
- ・社長は、内部監査室長に指示して、当社グループの内部統制システムの整備状況及び業務運営の準拠性、効率性、又は経営資料の正確性、妥当性を検討・評価させ、報告されることにより、内部統制システムの構築、経営の合理化、業務の改善、資産の保全に万全を期します。
- ・当社グループの管理部門担当責任者は、グループ連絡会議において相互に情報交換を行い、効率的な事業運営を行うものとします。

(d) 財務報告の適正を確保するための体制

- ・当社は、適切な財務報告を迅速に行うことを目的として、財務報告に係る内部統制の構築すべき範囲及び水準等を定め、組織内の全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて、財務報告に係る当社グループ内部統制体制を整備します。
- ・当社は、財務報告に係る内部統制に何らかの不備があった場合には、必要に応じて改善を図ります。

(e) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、社長の任命する取締役を委員長とするコンプライアンス委員会により、コンプライアンス基本規程に基づきコンプライアンス基本方針を策定し、コンプライアンスの確保を図ります。
- ・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに係る当社グループ共通の手引書「コンプライアンス・ガイドブック」によって、当社及び当社グループの社員にコンプライアンスの徹底を図ります。なお、監査役は、コンプライアンス委員会に出席し、本委員会審議について監査に当たるとともに、意見を述べることとします。
- ・当社グループは、反社会的勢力・団体に対して、法令に則り毅然とした態度で臨むとともに、契約書や取引約款に排除条項を導入するよう努め、可能な範囲内で自社株の取引状況を確認します。

(f) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、リスク管理基本規程を定め、社長又は社長の任命する者を統括管理責任者、各部門の責任者をリスク管理責任者として、当社グループのリスク管理に関わる事項を担当させます。
- ・リスク管理委員会は、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備を所管します。
- ・当社は、当社グループを関係会社管理規程に基づき管理します。関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつも、事業内容について定期的に報告を受けるとともに、重要案件については事前協議を行ふこととします。
- ・当社は、当社グループの経営会議及び事業推進会議において、業務の執行状況を監視するとともに、具体的な経営課題を明らかにし、その進捗を管理することによって、業務の適正を確保します。
- ・内部監査室は、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備状況について、定期的に監査を行い社長に報告します。
- ・監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、事業推進会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの役員又は担当責任者にその説明を求めることがあります。

(g) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制及び当該使用者の独立性

- ・当社は、監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合には、管理部門に所属する使用者を当該職務の補助に当たらせます。
- ・監査役の職務を補助すべき使用者は、その業務につき取締役の指揮命令を受けないものとします。
- ・監査役の職務を補助すべき使用者は、監査役の指揮命令に従うものとし、当該使用者の人事異動、評価、懲戒等については監査役の意見を聴取し、尊重することといたします。

(h) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査の実効的な実施を確保するための体制

- ・当社グループの役員及び内部監査業務を担当する使用者は、当社グループにおいて著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。
- ・コンプライアンスに反する行為を発見した当社グループ役員及び使用者等は、上司又はコンプライアンス責任者若しくは総務人事部長又は内部監査室長に報告します。なお、当該報告者を保護するために、報告内容を守秘し、報告者に対する不当な取り扱いや報復行為を禁止することといたします。上記の報告を受けた者は、直ちに監査役に、その内容を通知することとします。
- ・年度監査計画に基づき、当社及び関係会社の取締役及び担当責任者はその業務執行状況について監査役に報告を行ふこととします。
- ・監査役は、会計監査人から法令に基づくものを含めて、会計監査内容について報告及び説明を受けるとともに、情報交換を行うなどして相互の連携を強化します。
- ・監査役は必要に応じて、弁護士、その他の外部の専門家に相談又は委嘱することができます。
- ・外部の専門家に対して支払うべき費用その他監査役の職務執行について生ずる費用又は債務は、監査役の職務を補助すべき使用者による支出を含め、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当会社の負担とし、監査役の請求に基づき、当社は当該費用を支払い、監査役が負担した当該費用を監査役に対して償還します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループにおいては、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断しており、断固たる姿勢で対処することとしています。

2. 整備状況

「コンプライアンス基本規程」を定め、その具体的な内容を「コンプライアンス・ガイドブック」にまとめ、社内取組みを徹底しています。また、定期的に「コンプライアンス委員会」を開催し、方針の伝達、情報の共有を推進するとともに、所轄警察署、弁護士等の外部専門機関等と連携、反社会的勢力に関する情報収集に努めています。

✓その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

